

# 第 25 回農業委員会総会 議事録

- 1 総会の月日 令和 4 年 7 月 6 日 (水) 午後 1 時 30 分から
- 2 総会の場所 南箕輪村民センター 大会議室
- 3 議 事  
議案第 1 号 農地審議 農地法第 3 条関係について  
所有権移転  
議案第 2 号 農地審議 農地法第 5 条関係について  
農業委員会許可処理案件  
議案第 3 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法  
利用権設定各筆明細について  
議案第 4 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法  
農地中間管理利用権設定  
各筆明細について  
議案第 5 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法  
農地保有合理化事業について  
議案第 6 号 農地審議 非農地判断について
- 4 協議事項  
①農地利用状況調査（農地パトロール）の実施要領案について  
②県農政部との意見交換会における意見・要望について  
③第 23 号農業委員会だよりの発行について  
④大芝高原まつりの花火寄付について  
⑤農地あっせん事業について  
⑥農地買受け借受け希望について（別添資料）  
⑦農地貸付け売渡し希望について（別添資料）  
⑧その他
- 5 その他  
①情報提供  
②当面の日程について  
③その他

6 出席農業委員（10人）

唐澤喜廣	丸山芳雄	征矢昌博	伊藤篤
唐木義秋	松澤良行	有賀晴彦	伊藤良夫
北爪秀夫	高木繁雄		

7 欠席委員

後藤幸子		
------	--	--

8 議事録署名委員

唐木義秋	松澤良行
------	------

9 出席農地利用最適化推進委員

酒井文代	菅家美果	渡邊健寛	唐澤茂
------	------	------	-----

10 出席事務局職員

事務局長	有賀仁志	事務局次長	東澤規江
事務局	清水栄子		

	開会
唐澤会長代理	本日の出席状況でございますが、後藤幸子委員が体調不良で欠席ということです。他、農業委員、最適化推進委員、全員の出席でございますので、会議規則第6条の規定によりまして、半分以上の出席でございますので、農業委員会の総会成立でございます。ただ今から第25回農業委員会の総会を開会いたします。
高木会長	会長挨拶
事務局長	会議規則第4条の規定により、以降、高木会長に議長となつていただき進行願います。
議長	議事録署名委員を指名します。 本総会の議事録署名委員には、唐木義秋委員と松澤良行委員を指名します。
	1 報告事項
事務局	①農地法第3条の3の規定による届出について報告。 7件 64筆
議長 委員一同	報告事項①、番号4-13から番号4-19まで、質問・ご意見ございますか。 (特になし)
議長	質問等なければ、報告事項①、番号4-13から番号4-19まで64筆、全て、受理と致します。
事務局	②農地法第18条の規定による合意解約通知について報告。 3件 7筆
議長 委員一同	報告事項②、番号4-10につきましては、この後の議案第1号での審議となります。番号4-8、4-9について、質問・ご意見ございますか。 (特になし)
議長	他に質問等なければ、報告事項②については、受理と致します。
事務局	③農地法第4条の規定による農地を耕作または養畜のための農業用施設に供することの届出について報告 1件 1筆
議長	本案件について、松澤良行委員から、説明ございますか。
松澤良行委員	[REDACTED]は、[REDACTED]で、今まで農業用機械等を屋外で保管している状況でしたが、これからは倉庫で保管したいということです。農業を引き続き、続けていきたいということありますのでよろしくお願ひします。

議長	報告事項③、番号4-2について、質問・ご意見ございますか。
委員一同	(特になし)
議長	質問等なければ、報告事項③、番号4-2について、受理と致します。
事務局	④営農型太陽光発電施設（6月審議案件）の県常設審議委員会の意見結果について報告
議長	県常設審議委員会から許可相当との結果がだされたということですが、今後の参考になるようなことがあれば、事務局より説明願います。
事務局	県から出された意見では、シャインマスカットのポット栽培の事例がないということで、実際に単収で1,200kg収穫できるのか、という点について問われました。知見を有するもののデータとしては、試験的に栽培されているもののみで成木になってからの収量データがないため、県の栽培試験場などのデータをもとに割り出したらどうか、という意見が出されました。その後、県の農業会議から問い合わせをしていただきましたが、県試験場ではそのような知見を有する意見書は出さないという見解になり、では、何を根拠にすれば良いのかと尋ねたところ、広島県に栽培データがあるという話が農業会議から出されました。そちらのデータを基にすると、本件ではポット栽培の8割の10アールあたり720kgで良いということで、その数値をもとに赤字経営にならない収支計算であれば良いと、事務局レベルでの話になりました。その件を [REDACTED] にお伝えしたところ、栽培計画で750kgを収穫できるという計画になっており、その時点です若干ですが黒字計算になっていて、1,200kg未満での収穫でも経営に問題ないということを確認しました。農業会議にその旨を伝え、常設審議委員会では許可という形になっています。後は、計画通り栽培していくようじ、しっかりと見ていくよう話がありました。
議長 唐澤喜廣委員	そのような経緯があるようです。他に質問等ございますか。
組織形態の話になりますが、意見を求めるだけならば良いのですが、村の農業委員会が決定権を持っているにもかかわらず、県の常設審議委員会にまた許可を求めなければならないという点が理解できないのですが。	
事務局	権限移譲を受けている村の農業委員会に決定権があるというのは、ご認識の通りです。ただ、今は営農型太陽光や3,000m <sup>2</sup> を超える転用については、権限移譲を受けているところであっても、県の常設審議委員会には意見を求めるべきならないという規定になっている部分がありますので、その意見も踏まえて許可を出すという過程を踏んでいます。過去には、村の農業委員会が許可相当としたものが常設審議委員会では不許可とされた案件もあったようですが、村としては許可案件として許可書を発行した例もあります。
議長	常設審議委員会でいろいろと指摘してくるのは良いのかもしれません、許可するしないを決めるのは、如何なものかということですね。

唐澤喜廣委員	そうですね。意見や指導は構いませんが、こちらに決定権がある以上、それを尊重してもらいたいです。
議 長	他にご意見、ありますか。
唐木義秋委員	先程の収量の話で、1,500 kg収穫できるものが700 kg程度の収穫でも良いという部分の前提是、ポット栽培ならば耕作面積が少なくなるということ、例えば1,000 m <sup>2</sup> の中にポットで栽培すると耕作面積が500 m <sup>2</sup> になったと、なので収量が少なくなるということでしょうか。
事務局	ポット栽培の場合、地植えの場合よりも1株にできる房の数が少ないので、ポットで成木になった時に収穫できる量の8割が、太陽光設備の下で収穫できれば良いという話でした。
唐木義秋委員	ポット栽培の知見が少ないので色々なところから情報を集めた形だと思うのですが、地植えでもポットでも栽培面積は変わらないのにもかかわらず、ポット栽培ならば収量が少なくて良いという前提であれば、別の作物でも、ポット栽培にして、その8割収量で良いという判断になるのでしょうか。本来であれば、1,000 m <sup>2</sup> ならば1,000 m <sup>2</sup> の面積に作る作物の8割以上が収穫できなければ、様々なガイドラインからは外れてしまうということだと思いますので、その部分が拡大解釈されてしまって良いのかどうかということをお聞きしたかった。今回、何故、ポット栽培が収量を減らすためのポイント、条件として認知されたのか。ポットで作ろうが路地で作ろうが、その農地の面積であくまでも基本になる作物の収量の8割が条件で良いと思うのですが。
事務局	おっしゃる通りだと思います。こちらで審議した時も、1,200 kgを収穫するにはどうしたら良いかということで、通常であれば1反歩7本～8本の苗で栽培するものを55株のポットに増やし、1ポットの苗から40房～42房を収穫する形で [REDACTED] でも見込んでいる旨を説明しましたが、それを証明するものが何もない農業会議で指摘され、農業会議で調べた基準に合わせる形で良いという形になりました。唐木委員のご意見も、農業会議の方へ「考え方方が矛盾しているのではないか」と伝えたいと思います。
唐木義秋委員	ハードルが下がったということであり、今後、そういうガイドラインというか判断材料が標準化されているのであれば、太陽光発電にも参入しやすくなるので、そういうインフォメーションが欲しいです。
事務局	条件が緩くなっているということではなく、今回はあくまでも、ポット栽培なのでポット栽培の条件下での比較をした方が良い、その基準での8割収量という考え方で良いのではないかと言われた形です。ハードルが下がった訳ではなく、栽培方法によって基準値を変えるという考え方だと思います。
議 長	要するに、地植えを基準にするのではなく、太陽光設備のないところでポット栽培をした場合の収量の、その8割で良いという考えですよね。

唐木義秋委員	栽培する側からいようと、始めから分かっていれば、それほど植えなくて済む。費用を抑えられる形になると思います。
議 長	そういう考え方もできますね。
唐木義秋委員	この基準によって、[REDACTED] が植えるポット数が変わるのでしょうか。
事 務 局	計画通り 55 株です。ただ、1 株から収穫する房数が少なくなるようであれば収量の部分では気持ち的には楽になるようです。ただ、ポット栽培の 8 割で良いということになれば、意識、士気、考え方にも関わってくると思います。農業委員会としては、今後も営農状況について毎年きちんと見ていかなければならぬと思いました。
議 長	今後、似たような事例が出てきた場合は悩ましいですが、その時点でしっかりと検討していかなければならないと思います。本件については、それで許可を下ろすと、ということでいいわけですね。
事 務 局	[REDACTED] に個別に付け加えるものはありませんが、基本的に付けなければならない営農日誌や年 1 回農業委員会への報告など、通常の転用とは異なる形での許可条件、村として守ってもらいたいものや営農型太陽光設備の設置に付すべき条件は網羅し、許可を出す形です。
議 長	そういうことで進めていきたいと思います。年 1 回になるか、良い時期に視察をすることが必要になるかと思いますので、ご承知おきいただきたいと思います。
<b>2 議事</b>	
議 長	議案第 1 号 農地審議 農地法第 3 条関係（所有権移転）についてを議題と致します。
事 務 局	朗読 上程
	2 件 6 筆
議 長	議案 1 号、番号 4-8 の案件については、先程の報告事項②番号 4-10 にありました合意解約からの所有権移転案件になります。有賀晴彦委員からの説明をお願いします。
有賀晴彦委員	この土地は相続されたものになりますが、譲渡人の [REDACTED] は [REDACTED] であること、また、面積も小さく、これまで譲受人の [REDACTED] が耕作していたこともあり、[REDACTED] ことになりました。問題はないかと思います。
議 長	皆さんから、質問・ご意見ありますでしょうか。
委員一同	(特になし)
議 長	ないようでしたら、この案件、可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	では、議案第 1 号、番号 4-8 の案件を可といたします。
	続いて、番号 4-9 の案件に移ります。本案件については、農業委員会等

	に関する法律第31条に規定する議事参与の制限により、松澤委員は審議に参加できませんのでよろしくお願ひいたします。番号4-9の案件について、酒井文代委員の説明をお願いします。
酒井文代委員	この土地でございますが、譲受人は [REDACTED] になります。[REDACTED] の果樹園と地続きで大変便利な土地となります。以前の耕作者が、もう耕作されないということで、地続きの土地を持つ [REDACTED] が耕作することになりました。集約できてとても良かったと思います。
議長	本案件について、質問・意見等ありましたらお願ひいたします。
委員一同	(意見なし)
議長	ないようでしたら、議案第1号・番号4-9について、可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	では、議案第1号、番号4-9について、可といたします。
事務局	続きまして、議案第2号 農地審議 農地法第5条関係（農業委員会許可処理案件）についてを議案といたします。
朗読 上程	
議長	まず、1番の案件から、伊藤篤委員、説明をお願いします。
伊藤篤委員	場所は中部保育園の西側になりますが、昨年5月に皆さんで農振の除外申請を受けた中で検討していただいたておりますので、問題はないかと思います。
議長	皆さんの方から、質問・ご意見ありますか。
委員一同	(意見なし)
議長	特にないようでしたら、こちらの案件、可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	では、番号1の案件、可といたします。
唐木義秋委員	続いて、番号2の案件、唐木義秋委員から説明ありましたらお願ひします。場所は、役場の前の道を上がっていった左側になります。こちらも番号1と同じように農振除外の申請時に皆さんで見ていただいた土地になりますので、問題はないかと思います。
議長	皆さんの方から、質問・ご意見ありますか。
委員一同	(意見なし)
議長	意見等ないようでしたら、こちらの案件、可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	では、番号2の案件、可といたします。
	続いて、3番・4番の案件、こちらは関連しておりますので私の方からご説明します。場所は南部保育園の南西側になります。譲渡人の [REDACTED] が、[REDACTED] と [REDACTED] を宅地分譲したいと [REDACTED] と話をしまし

たが、入ってくる道路がないということで、北側の保育園側の道路から [REDACTED] の土地、[REDACTED] と [REDACTED]、[REDACTED] を譲っていただき、道路を作つて分譲地に入れるようにするということです。幅 6 m の道路を造るようですが、村道にはなりません。排水も浸透樹となるようです。周りは [REDACTED] 畑や水田で本人も問題ないと言っておりますし、農業について支障をきたさないようにするということです。[REDACTED] 農業に従事しておらず近隣の農家の方が受託している状態で、後継者もおらず、今後は順次処分をしていきたいということです。雨水は地下浸透、公共下水道、神子柴の簡易水道への繋ぎ込みもこの工事と同時に行うようです。

※

議案書の地番 [REDACTED] を、会議資料の地図上の地番に誤って [REDACTED] と明記。議案書の地番、[REDACTED] が正しいため、会議資料の地図上の地番を [REDACTED] と訂正。

議長	本案件も、特に問題はないかと思っていますが、質問・ご意見ありますでしょうか。
伊藤篤委員	この件に限ったことではないのですが、宅地分譲で転用を受けた場合、建てる人が決まった場合に計画変更が必要かどうか教えていただきたい。
事務局	宅地分譲については、整地をして土地のままで売ることができる許可になりますので、土地を分譲して、そこで完了ということになります。
議長	農業委員会としては、そこまで、あと家を建てるこことについては関係がなくなりますね。他に、質問・意見ありますでしょうか。
委員一同	(意見なし)
議長	ないようでしたら、本案件、番号 3・4 について、可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	では、議案第 2 号、番号 3、番号 4 を可といたします。
酒井文代委員	続いて、5 番の案件になります。こちらは酒井文代委員の説明ありましたらお願いします。
	この土地も 1 番 2 番と同じく、農振除外申請時に見ていただいた場所となります。手前の家は既に建ちまして、その奥にまだ下水が来ないと話をしていましたが、合併浄化槽に決まったようです。特に問題はないかと思います。
議長	はい。5 番の案件、質問・ご意見ございますか。
委員一同	(意見なし)
議長	なければ、本案件、可といたしますがよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	では、議案第 2 号、5 番の案件を可とします。

渡邊健寛委員	6番の案件に移ります。渡邊健寛委員、説明ありましたらお願ひします。この土地も農振除外申請時に見ていただいた土地になります。周辺は住宅地として開発が進んでいるエリアとなりますので、特に大きな問題はないかと思います。
議長 委員一同	はい。6番の案件、質問・ご意見ございますか。 (意見なし)
議長 委員一同	なければ、本案件も、可といたしますがよろしいでしょうか。 (異議なし)
議長	では、議案第2号、6番の案件を可とします。
議長 事務局	続きまして、議案第3号 農地審議 農業経営基盤強化促進法 利用権設定各筆明細についてを議題とします。 【事務局】 朗読 上程 1件 1筆
議長	本案件については、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限により、唐木義秋委員は審議に参加できませんのでよろしくお願ひいたします。議案第3号、番号4-39の案件について、質問・意見等ありましたらお願ひいたします。
唐澤喜廣委員 事務局 議長 委員一同	利用権の契約期間が6ヶ月となっていますが。 試験的にやってみる、というように伺っています。 他に、質問・ご意見ございますか。 (意見なし)
議長 委員一同	ないようでしたら、可としてよろしいでしょうか。 (異議なし)
議長	では、議案第3号、番号4-39を可といたします。
議長 事務局 議長 委員一同	続きまして、議案第4号へ移ります。農地審議 農業経営基盤強化促進法 農地中間管理利用権設定各筆明細についてを議題といたします。 朗読 上程 1件 1筆
議長 委員一同	番号4-40になりますが、質問・ご意見ございますか。 (意見なし)
議長 委員一同	中間管理事業を使っていただけるということであります。質問等なければ、番号4-40の案件は可としてよろしいでしょうか。 (異議なし)
議長	それでは、議案第4号、番号4-40の案件、可と致します。
議長	続きまして、議案第5号となります。農地審議 農業経営基盤強化促進法

	農地保有合理化事業についてを議題といたします。
事務局	朗読 上程 3件 5筆
議長	番号4-41になりますが、[REDACTED]から[REDACTED]ということで、6月17日にあっせんが終わっております。質問・ご意見ございますか。
委員一同	(意見なし)
議長	ないようでしたら、こちらの案件、可としてよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	では、番号4-41の案件、可といたします。
	続いて、番号4-42の案件ですが、[REDACTED]から[REDACTED]への売渡しで、6月16日にあっせんが終わっております。こちらへの質問・ご意見ございますか。
委員一同	(意見なし)
議長	ないようでしたら、こちらの案件、可としますが、よろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	では、番号4-42の案件、可といたします。
	続いて、番号4-43の案件ですが、[REDACTED]から[REDACTED]へということで、6月16日にあっせんが済んでおります。唐澤喜廣委員、説明ありますか。
唐澤喜廣委員	特にありません。
議長	こちらへの質問・ご意見ございますか。
委員一同	(意見なし)
議長	ないようでしたら、こちらの案件、可としますが、よろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長	では、番号4-42の案件、可といたします。
	議案第6号に移ります。非農地判断についてを議題といたします。
朗読 上程	
事務局	昨年実施した農地パトロールの結果に基づき、6月8日に行った非農地判断の現地調査結果（久保）について、別添資料の写真を示しながら説明。これらの土地の所有者からは、何か言ってきていますか。
議長	事前に非農地判断を行う旨の通知を送りましたが、所有者からの返答や反応は何もありません。毎年遊休農地でリストに上がる土地で、過去に送った利用意向調査への反応もない方々ではあります。
事務局	
議長	今、説明にあった通り、非農地判断を農業委員会で行わなければならないわけですが、こちらで判断したものに一方的に従ってもらうということでしょうか。
事務局	非農地判断を行った土地については「非農地通知」というものを所有者に対し送ります。その段階で所有者自身で地目変更をしてくださいと話をし

	ます。また、登記地目が変わらなくても農地台帳からは削除しなければならないことになっています。ただ、通知をしても地目変更をしていただけない事例が多く、所有者で変更していただけない場合は職権で地目の変更ができるようになっています。取り敢えずは、まずこちらで審議していただき、非農地判断を行う形となります。
議長 唐澤喜廣委員 事務局	以上のことのようですが、質問・ご意見ございますか。 所有者が亡くなっている土地もあるようですが。 所有者が亡くなっている場合は、家族の方でも地目変更の手続きができるようなので、家族の方へ通知を送ります。家族など相続人がいらっしゃらない場合には、こちらの職権で手続きを行う形になるかと思いますが、もう少し調査したいと思います。
有賀晴彦委員 伊藤篤委員	実際に現地を見た委員さんのご意見をお聞きしたいです。 写真で見ていただいた通り、ほとんどが森林化していて手の付けようがないという状況です。隣地との段差があつたり、中には水が湧いて湿地化していて機械を入れるのも困難な土地になっています。
征矢昌博委員	伊藤委員から話があった通り、誰が見ても同じ意見で、山に近いところは木が覆いかぶさっていたり、窪地では水が湧いて湿地になっているので、それをもう一度農地に戻そうなどとは誰もやりようがない土地になっています。地形的にも水が湧きやすく、進入道路も確保できない特殊な地形でもあり、農地に戻すことは難しいと判断しました。
丸山芳雄委員	圃場整備から外れた昔ながらの農地で、段差があつたり道路に面していないため、昔の耕運機で耕作していたような場所です。例え農地に戻したとしても、今の農業機械が入れるような場所ではないので、農地としては魅力のない、耕作を続けていくのは難しい土地と思われます。
唐澤喜廣委員 事務局	相続人のいない土地については、非農地判断をするにしても、法律的に所有権は国になるのではないですか。 相続人がいない農地について、その後の所有権がどこになるのかということよりも、現況としてほぼ林のような土地を農地として扱っていくことに矛盾があるので、そのような土地について、地目が正しいかどうかという判断を行う目的で非農地判断を行うものとなります。農業委員会としては農地を管理していくということが仕事になりますので、農地台帳から非農地を外していくということです。農地台帳から外すことで、それが土地問題の根本解決になるわけではないかもしれません、農業委員会としてできる範囲での作業が、今回の非農地判断となると思います。
議長 事務局	農業委員会としてできる、台帳の変更までを行うということですね。 そうです。地目変更のみが、農業委員会で取り扱えるということになります。
唐澤喜廣委員	該当する土地が非農地になった場合、隣接する農地について影響はないのですか。

議長 事務局	周囲は、田んぼなり畑なり、耕作されている状態ですか。 耕作されていたり、太陽光設備が入ったりしているところがあります。今回の該当地は山に面していたり窪地になっていて周囲と一体化しているわけではないので、非農地にしたことによる周辺への影響はないと思われます。
丸山芳雄委員	車も入れず、両側は傾斜になった沢沿いの斜面に挟まれたような土地や山際の裾や傾斜地の上など、手が入らず荒れてきた土地でもあり、これまでも取り立てて周囲への影響があった訳ではないので大丈夫かと思います。
議長	今、丸山委員からの説明にもあった通り、周囲への影響はないようですが、周りがどんどん非農地化していく形になってしまふと、また別の問題になつてしまふ懸念もありますね。
唐木義秋委員	農振地区でも荒れたまま何年も経つと、そこでも非農地判断の候補地となるのか、何が何でも農地に戻すよう働きかけるのでしょうか。その関係の判断基準など、法的な縛りやルールはあるのでしょうか。
事務局	農地を非農地化すると、土地改良事業の関連などご指摘の通り様々などころに影響が出てはきます。今回は、農振に入っていない、土地改良事業に関係していない土地の中で更に山に面している、窪地になっているなどの土地を選定しました。農振に入っている土地でも、森林化している場所もありましたが、その土地についてはなるべく改善していただくよう、非農地判断の対象農地としては入れていません。法の縛りはなく、農振地域の場合も非農地にすることもできますが、周辺農地への支障が大きいと判断される場合には、その点を理由に対象にはしていません。農振地域を非農地としてはいけないということはありませんが、周辺への影響が大きいので、入れない、ということです。
議長	今回出た土地を手始めに、こういう土地から少しづつ非農地判断をしていくということです。
※	
議案第6号 非農地判断についての対象土地・番号4-1、4-2、4-3、4-4、4-5、4-6 (議案書P7からP8、会議資料P23～P25) のうち、番号4-5について、土地改良区の区域内の可能性があるため、事務局にて確認を行う。	
議長	それでは、議案第6号の案件、4-5を除いて全ての非農地判断を可と致します。重要案件なので、賛成される委員さんの挙手をお願い致します。
委員一同	(挙手全員)
議長	出席委員全員の挙手をいただきましたので、賛成ということでこの案件を可とし、非農地の通知を出すよう進めてまいります。ここで休憩といたします。

	(休憩)
	(午後3時30分 再開)
議長	それでは、再開いたします。ここで、議案第6号 非農地判断について、事務局から説明があります。
事務局長	議案書P8、番号4-5、[REDACTED]につきまして、先程、農振地域など周辺に影響のある土地については非農地判断候補地としない旨の説明をさせていただきましたが、この番号4-5については西天竜幹線水路の受益地の恐れがあり、確実性の整合をとるために、西天土地改良区へ受益地確認をしたいと思いますので、今回の議案からは削除をさせていただき、受益地でない場合には、改めて議案として挙げさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。
議長	事務局からの説明の通り、議案第6号・番号4-5については、今回の議案からは外しますので可否は付けずにお願いします。他の案件、番号4-1から番号4-4、番号4-6については、全て可として進めていきます。受益地でなければ、また議題として審議したいと思いますので、ご了承ください。
	議案の審議は以上になります。
	<b>3 協議事項</b>
事務局	①農地利用状況調査（農地パトロール）の実施要領案について ・令和4年度農地パトロールの実施要領について説明する。 ・例年通り8月の下旬に実施予定。 ・8月23日（火）神子柴／田畠 ・8月24日（水）塩ノ井／中込／大芝 ・ 8月25日（木）南原／沢尻 ・8月26日（金）北殿／南殿 ・8月29日（月）予備日とする（会議資料P26～P29） ・補足説明をする。
議長	・過去の転用案件の確認を、平成30年度、令和元年度の案件について実施したい旨を説明。
事務局長	・農地パトロールを優先し、転用案件の現地確認についての協議を依頼。
議長	農地パトロールと一緒に行うが、事前にリストがあれば、あらかじめおかしい場所は確認できると思います。
有賀晴彦委員	次の総会までに事前のリストをいただきたいです。
議長	8月の総会までにできますか。
事務局長	それでは、平成30年度、令和元年度のリストについて、8月の総会で資料提供させていただきます。
議長	事前確認については委員さんそれぞれに行っていただき、直接、事務局へ

	言つてもらう形でも良いかと思います。リストを出していただくよう事務局で対応いただければと思います。遊休農地の区分については、判断をしつかりできるよう確認をお願いします。
事務局 議長	<p>②県農政部との意見交換会における意見・要望について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県農政部との意見交換会の内容について、説明。</li> <li>・現場で取り組まれている最適化活動について、必要な支援策や改善点などの要望があれば、事務局へ挙げてほしい旨を案内。(会議資料 P30～P32)</li> <li>・意見・要望等あれば、7月20日(水)までに事務局へ提出をお願いします。</li> </ul>
事務局 議長	<p>③第23号農業委員会だよりの発行について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員会だよりの発行について説明。</li> <li>・先日の編集委員会で検討した結果、10月1日発行で進めたい旨を説明。</li> <li>・校正作業を9月9日(金)午後1時からとすることで説明。(会議資料 P33)</li> </ul>
唐澤喜廣委員 議長	<p>補足説明をする。</p> <p>西天竜幹線水路について、発電が始まり供給される水量が少なくなっていることについての記事を書いていただきたい。</p> <p>その辺りも含めて、取材・執筆をお願いできればと思います。編集委員の皆さん、本当にご苦労様ですが、そのように進めていただければと思います。</p>
事務局 議長	<p>④大芝高原まつりの花火寄付について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・花火寄付について、花火の番組内容や金額、委員の負担額について説明。</li> <li>・補足説明をする。</li> <li>・委員一人あたり [ ] 、 [ ] の番組で寄付することで了承。</li> </ul>
事務局 議長	<p>⑤農地あっせん事業について</p> <p>1件 1筆</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん選定調書について説明をする。(会議資料 P36～P38)</li> <li>・補足説明をする。</li> <li>・いずれの案件も委員からの意見等なく特に問題もなさそうなため、可とし、あっせん事業を進めていくこととする。</li> </ul>
	⑥農地買受け借受け希望について(別添資料)
	⑦農地貸付け売渡し希望について(別添資料)
	売渡希望 3件 17筆
	売渡・貸付希望 1件 2筆

事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・買受借受、貸付売渡の各希望について、同時説明。</li> <li>・新しく作成したリストを示し、それぞれの凡例や表記の見方を説明。</li> <li>・今後は、委員からの希望や修正を加えながら年に数回のリストの更新を行い、毎月の総会で提供する紙資料がなるべく溜まらないように検討を行っていく旨で説明。</li> <li>・全国農地ナビへの入力もしているため、併せて見ていただくよう説明。</li> </ul>
事務局	<p>⑧その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北部3町村農業委員会の交流会実施について説明。</li> <li>・実施時期、会場について事務局一任で了承。</li> </ul>
事務局	<p>4 その他</p> <p>①情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地パトロールポロシャツの販売について説明。(会議資料 P39～P40)</li> </ul>
事務局 議長	<p>②当面の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当面の日程について説明する。</li> <li>・補足説明をする。</li> <li>・委員さんそれぞれで担当する部分について確認いただくよう案内。</li> </ul>
事務局 議長	<p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本総会終了後に、農業振興部会を開く旨を案内。</li> </ul> <p>以上で議長の職を解かせていただきます。</p>
唐澤会長代理	<p>閉会</p> <p>以上を持ちまして、第25回南箕輪村農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>(午後4時50分終了)</p>

以上、第25回農業委員会議事録に相違ない事を証明します。

令和4年7月20日

議

長

議事録署名委員

前不繁雄  
唐木義秋

議事録署名委員

松澤良行